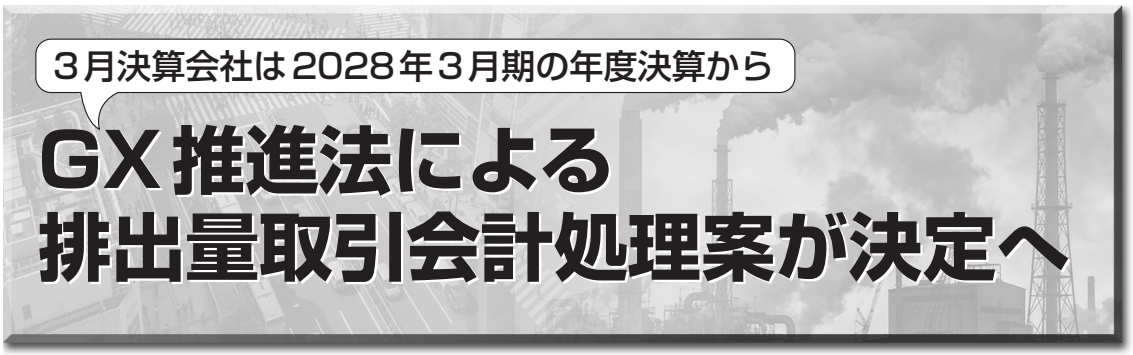
◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta



3月決算会社は2028年3月期の年度決算から

GX推進法による排出量取引会計処理案が決定へ

2026年4月から排出量取引制度が法定化され、2027年度から本格的に導入されることになっているが、企業会計基準委員会（ASBJ）は11月17日にも実務対応報告となる「GX推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」を決定する方針だ。会計処理については、国から制度対象事業者に排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を閾値とし、割当年度における排出実績量が、当該閾値を上回ることが見込まれるのか、下回ることが見込まれるのかによって定められている。上回る可能性が高ければ費用として引当金に繰り入れ、下回ることが見込まれる場合には、下回る数量の排出枠について、通知日時点の排出枠の市場価格を乗じて算定した額により利益及びこれに対応する資産を計上する。適用は、2026年12月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される。本特集では、実務対応報告案の概要をお伝えする。

CO_2の直接排出量が前年度までの3年度平均で10万トン以上の事業者が対象

2026年4月より、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下、GX推進法）が施行され、二酸化炭素の直接排出量が前年度までの3年度平均で10万トン以上の事業者を対象とする排出量取引制度が法定化された（対象事業者かどうかは、各事業者自身が判定）。同取引制度では、政府が一定の基準の下、制度対象者に排出枠を無償で割り当てる一方、制度対象者は、毎年度の二酸化炭素の排出実績量等を算定し、期限までに排出実績量と同量の排出枠を保有する。排出枠が足りない場合には、事業者間で排出枠を取引することができるというものである（**図**参照）。

今回の実務対応報告案は、企業会計基準諮問会議からの提言を踏まえ、GX推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の会計処理及び開示の取り扱いを示すものとなっている。

無償割当の排出枠を閾値として判定

GX推進法に基づく排出量取引制度の会計処理については、国から制度対象事業者に排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を閾値とし、割当年度における排出

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ